

議案第13号

瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年3月5日

提出者 瑞穂町長 石塚 幸右衛門

(提案理由)

下水道法（昭和33年法律第79号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町下水道条例の一部を改正する条例

瑞穂町下水道条例（昭和54年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「及び使用」の次に「並びに施設の構造の基準」を加え、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第2条第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4）排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 公共下水道の構造等

（排水施設の構造の技術上の基準）

第2条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める排水施設の構造の技術上の基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

瑞穂町下水道条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1章 略 <u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、瑞穂町(以下「町」という。)の設置する公共下水道の管理及び使用並びに施設の構造の基準について、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p>	<p>第1章 略 <u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、瑞穂町(以下「町」という。)の設置する公共下水道の管理及び使用_____について、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p>
<p>第2条 略</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p><u>(4)排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。</u></p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>第1章の2 公共下水道の構造等</u> <u>(排水施設の構造の技術上の基準)</u></p> <p><u>第2条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める排水施設の構造の技術上の基準は、規則で定める。</u></p> <p>第2章から第6章 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1から別表第6 略</p>	<p>第2条 略</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p>第2章から第6章 略</p> <p>別表第1から別表第6 略</p>